

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
過疎地域集落	過疎地域集落再編整備事業（過疎地域持続的発展支援交付金）	市町村	1 定住促進団地整備事業 過疎市町村が実施する基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助 2 定住促進空き家活用事業 過疎市町村内に点在する空き家を有効活用し、過疎市町村が実施する住宅整備に対して補助 3 集落等移転事業 基幹的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居の基幹的な集落等への移転事業に対して補助 4 季節居住団地整備事業 交通条件が悪く、公共交通サービスの確保が困難な地域にある住居を対象にした、冬期間など季節居住等のための団地形成事業に対して補助	(国直) 対象経費の1/2以内		過疎対策事業 <充当率>100% (集落再編整備のための住宅の場合は <充当率>75%)	元利償還金の70% を基準財政需要額に算入	ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援する。 <交付対象団体> 過疎地域を有する市町村 <対象地域の限度額> 91,000千円 1 定住促進団地整備事業 3,877千円×戸数 2 定住促進空き家活用事業 4,000千円×戸数 <対象事業> 1 定住促進団地整備事業 2 定住促進空き家活用事業 3 集落等移転事業 4 季節居住団地整備事業	過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱	市町村課地域振興室
過疎地域遊休施設	過疎地域遊休施設再整備事業（過疎地域持続的発展支援交付金）	市町村・一部事務組合等	過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対する補助	(国直) 対象経費の1/3以内		過疎対策事業 <充当率>100%	元利償還金の70% を基準財政需要額に算入	過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援する。 <交付対象団体> 過疎地域を有する市町村 構成市町村の1/2以上が上記市町村である一部事務組合等 <対象経費の限度額> 60,000千円 <対象事業> 次の要件を満たす事業であって、過疎地域持続的発展市町村計画において原則として当該年度に実施するものとして定められた事業 1 現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途を廢止した施設等遊休施設を有効活用すること。 2 都市部等との人・文化・情報等による地域間交流を図るものであり、交流を図る上で、都市部等との連携が図られているもの。又は、地域の振興に資すること。 3 一體的なコンセプトによって地域に所在する既存の施設との調和が図られ、またそのような施設と連携して交流事業等を推進すること。 4 自然環境や街並み景観に配慮したものであること。 5 文化、歴史等の地域の特性・魅力を生かしたものであること。	過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱	市町村課地域振興室

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要											
移動通信用鉄塔施設	無線システム普及支援事業 (携帯電話等エリア整備事業)	市町村	携帯電話等の無線通信を利用するが困難な地域の解消を図るために、当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線通信用施設及び設備を設置する事業、無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業又は高度化無線通信に必要な無線通信用施設及び設備を設置する事業に対する補助	(国間) 補助率は事業の区分により異なる。 (説明欄参照)	(県複) 三河山間部において実施される事業について予算の範囲内で補助	一般補助施設整備等事業 <充当率> 75%		<p><対象地域></p> <p>過疎地域、辺地、離島、山村、特定農山村</p> <p><対象事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ア 基地局施設整備事業 イ 伝送路施設設置事業 ウ 高度化施設整備事業 エ 3G・4Gを利用できるエリアで高度化無線通信を行うため、5G等の携帯電話の基地局を設置する事業 <p><国庫補助率></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>国庫補助率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基地局施設整備事業</td><td>無線通信事業者が複数社参画し事業を実施する場合 無線通信事業者が1社参画し事業を実施する場合</td><td>補助対象経費の2/3 (離島の場合3/4) 補助対象経費の1/2 (離島の場合3/5)</td></tr> <tr> <td>高度化施設整備事業</td><td>無線通信事業者が複数社参画し事業を実施する場合 無線通信事業者が1社参画し事業を実施する場合</td><td>補助対象経費の2/3 (離島の場合3/4) 補助対象経費の1/2 (離島の場合3/5)</td></tr> <tr> <td>伝送路施設設置事業</td><td></td><td>補助対象経費の1/2 (離島の場合3/4)</td></tr> </tbody> </table>	区分	国庫補助率	基地局施設整備事業	無線通信事業者が複数社参画し事業を実施する場合 無線通信事業者が1社参画し事業を実施する場合	補助対象経費の2/3 (離島の場合3/4) 補助対象経費の1/2 (離島の場合3/5)	高度化施設整備事業	無線通信事業者が複数社参画し事業を実施する場合 無線通信事業者が1社参画し事業を実施する場合	補助対象経費の2/3 (離島の場合3/4) 補助対象経費の1/2 (離島の場合3/5)	伝送路施設設置事業		補助対象経費の1/2 (離島の場合3/4)	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱	情報政策課
区分	国庫補助率																				
基地局施設整備事業	無線通信事業者が複数社参画し事業を実施する場合 無線通信事業者が1社参画し事業を実施する場合	補助対象経費の2/3 (離島の場合3/4) 補助対象経費の1/2 (離島の場合3/5)																			
高度化施設整備事業	無線通信事業者が複数社参画し事業を実施する場合 無線通信事業者が1社参画し事業を実施する場合	補助対象経費の2/3 (離島の場合3/4) 補助対象経費の1/2 (離島の場合3/5)																			
伝送路施設設置事業		補助対象経費の1/2 (離島の場合3/4)																			
民放ラジオ放送難聴解消施設	無線システム普及支援事業 (民放ラジオ難聴解消支援事業)	市町村	平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備事業に対する補助	(国直) 補助率は事業により異なる。 (説明欄参照)		一般補助施設整備等事業 <充当率> 75%		<p><対象事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ア 都市型難聴対策事業 イ 外国波混信対策事業 ウ 地理的・地形的難聴対策事業 <p>建築物その他の工作物による遮へいによる電界強度の低下又は電気雑音の影響等により地上ラジオ放送の受信の障害が発生している地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするための施設又は設備の整備</p> <p>日本国外からの電波の影響により地上ラジオ放送の受信の障害が発生している地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするための施設又は設備の整備</p> <p>山間地その他の地形的条件又は自然的条件の特殊性により他の電波の影響による地上ラジオ放送の受信が困難な地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするもの</p> <p><補助率></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th><th>補助率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市型難聴対策事業</td><td>対象経費の1/2</td></tr> <tr> <td>外国波混信対策事業</td><td>対象経費の2/3</td></tr> <tr> <td>地理的・地形的難聴対策事業</td><td>対象経費の2/3</td></tr> </tbody> </table>	事業	補助率	都市型難聴対策事業	対象経費の1/2	外国波混信対策事業	対象経費の2/3	地理的・地形的難聴対策事業	対象経費の2/3	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱	情報政策課			
事業	補助率																				
都市型難聴対策事業	対象経費の1/2																				
外国波混信対策事業	対象経費の2/3																				
地理的・地形的難聴対策事業	対象経費の2/3																				
超高速ブロードバンド基盤施設	無線システム普及支援事業 (高度無線環境整備推進事業)	市町村・一部事務組合・広域連合・第三セクター	5G・IoT等の高度無線環境の実現には、高速・大容量無線局の前提となる伝送路設備等が必要なため、光ファイバ等の伝送路を整備する事業等に対する補助	(国直) 補助率は事業主体の区分により異なる。 (説明欄参照)		一般補助施設整備等事業 <充当率> 75%		<p><対象地域></p> <p>過疎地域、辺地、離島、山村、特定農山村</p> <p><対象事業></p> <p>伝送用専用線設備整備事業</p> <p>市町村、一部事務組合若しくは広域連合又は第三セクターが整備主体となって、伝送用専用線設備の整備を行なうもの</p> <p><補助率></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>補助率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政力指数0.5未満の市町村等</td><td>対象経費の1/2 (離島の場合4/5)</td></tr> <tr> <td>財政力指数0.5以上の市町村等</td><td>対象経費の1/3 (離島の場合4/5)</td></tr> <tr> <td>第三セクター</td><td>対象経費の1/3 (離島の場合2/3※)</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 海底ケーブルを敷設しない場合</p>	区分	補助率	財政力指数0.5未満の市町村等	対象経費の1/2 (離島の場合4/5)	財政力指数0.5以上の市町村等	対象経費の1/3 (離島の場合4/5)	第三セクター	対象経費の1/3 (離島の場合2/3※)	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱	情報政策課			
区分	補助率																				
財政力指数0.5未満の市町村等	対象経費の1/2 (離島の場合4/5)																				
財政力指数0.5以上の市町村等	対象経費の1/3 (離島の場合4/5)																				
第三セクター	対象経費の1/3 (離島の場合2/3※)																				

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
放送ネットワーク施設	地上基幹放送ネットワーク整備事業	市町村・一部事務組合・広域連合・第三セクター	放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、放送局の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備事業に対する補助	(国直) 対象経費の1/2 (第三セクターが事業主体である場合は1/3)		一般補助施設整備等事業 <充当率> 75%		<対象事業> 市町村、一部事務組合、広域連合又は第三セクターが所有し、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークについて、放送停波による情報遮断の回避といった防災上の観点から実施する以下の事業 ア 予備送信所の整備又は自然災害の影響を回避することを目的とした送信所の移転又は補完送信所の整備 イ 予備放送設備の整備又は自然災害に関する迅速かつ確実な情報提供を行うための設備の整備	放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱	情報政策課
	地域ケーブルテレビネットワーク整備事業	市町村・一部事務組合・広域連合・第三セクター	放送・通信網の遮断の回避等といった防災上の観点から、ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備事業及び条件不利地域における老朽化した既存幹線を同時に更改する事業に対する補助	(国直) 対象経費の1/2 (第三セクターが事業主体である場合は1/3)		一般補助施設整備等事業 <充当率> 75%		<対象事業> 市町村、一部事務組合、広域連合又は第三セクターが所有し、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送・通信ネットワークについて、放送・通信網切断による情報遮断の回避といった防災上の観点から行う次の事業 ア 有線網切断が想定される箇所等のループ化・複線化・一部無線化や、監視制御機能の強化に係る設備の整備を行う事業 イ 離島、辺地、山村、特定農山村又は過疎地域を含む地域において、有線網切断が想定される箇所等のループ化、複線化又は一部無線化と同時に、老朽化した既設の有線網の更改を行う事業	放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱	情報政策課
	ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業	市町村・一部事務組合・広域連合・第三セクター	ケーブルテレビ網を通じて地域における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、耐災害性の強化を図るとともに、超高精細度映像(4K・8K)の視聴環境の構築を目的とした、条件不利地域におけるケーブルテレビ網の光化等の整備事業に対する補助	(国直) 補助率は区分により異なる。(説明欄参照)		一般補助施設整備等事業 <充当率> 75%		<対象団体> 次の要件を全て満たす団体 ① ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている ② 条件不利地域(離島、辺地、山村、特定農山村又は過疎地域)を有する ③ 財政力指数が0.8以下の市町村その他特に必要と認める地域である <対象事業> 市町村、一部事務組合、広域連合又は第三セクターの所有するケーブルテレビネットワークについて、地域における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、耐災害性の強化を図るとともに、超高精細度映像の視聴環境の構築に資する観点から、上記対象団体の要件をいずれも満たす地域においてネットワークの光化及び送受信設備等の整備を行う事業 <補助率>	放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱	情報政策課
	無線システム普及支援事業(地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業)	市町村	現用の放送局からの放送を継続させるため、放送設備等の耐災害性強化を図る事業に対する補助	(国直) 対象経費の1/2 (受信障害対策用中継局に係る事業を実施する場合において、条件不利地域かつ財政力指数0.5以下の市町村が事業主体となる場合は2/3)		一般補助施設整備等事業 <充当率> 75%		<対象事業> 大規模な自然災害が発生した場合においても、地上基幹放送等の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故障により当該業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを目的として放送設備等を整備する事業	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱	情報政策課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																																																																																				
消防防災施設	消防防災施設整備費補助金	市町村・一部事務組合等	次の消防防災施設の整備 ・耐震性貯水槽 ・備蓄倉庫（地域防災拠点施設） ・防火水槽（林野分） ・救助活動等拠点施設等 ・活動火山対策避難施設 ・画像伝送システム ・広域訓練拠点施設 ・救急安心センター ・高機能消防指令センター	(国直) 補助率は施設及び型（級）により異なる。 (説明欄参照)		一般補助施設整備等事業 <充当率>90% (消防庁舎の整備の場合は<充当率>75%)		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助対象施設及び型（級）</th> <th>基準額(千円)</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">耐震性貯水槽</td> <td>40 m³型</td> <td>7,993</td> <td rowspan="10">1/2以内</td> </tr> <tr> <td>60 m³型</td> <td>13,794</td> </tr> <tr> <td>100 m³型</td> <td>21,678</td> </tr> <tr> <td>200 m³型</td> <td>43,436</td> </tr> <tr> <td></td> <td>43,436</td> </tr> <tr> <td>300 m³型以上</td> <td>+17,424(※) ※200 m³を超える部分の100 m³毎の基準額</td> </tr> <tr> <td>地上設置 40 m³型</td> <td>10,606</td> </tr> <tr> <td>地上設置 60 m³型</td> <td>19,327</td> </tr> <tr> <td>地上設置 100 m³型</td> <td>28,431</td> </tr> <tr> <td>飲料水兼用 40 m³型</td> <td>42,211</td> </tr> <tr> <td>飲料水兼用 60 m³型</td> <td>61,205</td> </tr> <tr> <td>飲料水兼用 100 m³型</td> <td>68,952</td> </tr> <tr> <td>飲料水兼用 1,500 m³型</td> <td>356,048</td> </tr> <tr> <td>飲料水兼用地上設置 40 m³型</td> <td>55,294</td> </tr> <tr> <td>飲料水兼用地上設置 60 m³型</td> <td>62,144</td> </tr> <tr> <td>飲料水兼用地上設置 100 m³型</td> <td>82,396</td> </tr> <tr> <td>備蓄倉庫（地域防災拠点施設）</td> <td>166 (1 m²当たりの基準額)</td> <td>1/3以内 (1/2以内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">防火水槽（林野分）</td> <td>有蓋</td> <td>3,505</td> <td rowspan="3">1/3以内 (1/2以内) (5.5/10以内)</td> </tr> <tr> <td>無蓋</td> <td>2,878</td> </tr> <tr> <td>無底</td> <td>2,878</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">救助活動等拠点施設等</td> <td>ヘリコプター離着陸場</td> <td>55,077</td> <td rowspan="5">1/3以内 (5.5/10以内)</td> </tr> <tr> <td>資機材保管等施設</td> <td>22,759</td> </tr> <tr> <td>空中消火等資機材</td> <td>11,550</td> </tr> <tr> <td>自家給油施設</td> <td>51,150</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">活動火山対策避難施設</td> <td>避難壕</td> <td>補助対象経費</td> <td rowspan="3">1/3以内 (1/2以内)</td> </tr> <tr> <td>避難舍</td> <td>補助対象経費</td> </tr> <tr> <td>ヘリコプター離着陸用広場</td> <td>補助対象経費</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">画像伝送システム（施設分）</td> <td>消防本部地球局施設</td> <td>26,790</td> <td rowspan="2">1/2以内</td> </tr> <tr> <td>消防用高所監視施設</td> <td>86,504</td> </tr> <tr> <td>広域訓練拠点施設</td> <td>305,556</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">救急安心センター等整備事業</td> <td>救急安心センター整備事業</td> <td>10,476</td> <td rowspan="2">1/3以内</td> </tr> <tr> <td>救急医療情報収集装置</td> <td>1,572</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔備考〕 耐震性貯水槽（飲料水兼用 40 m³型・60 m³型・100 m³型、飲料水兼用地上設置 40 m³型・60 m³型・100 m³型に限る。）に緊急遮断装置を設けない場合の補助基準額は、上記の補助基準額から 7,139 千円を控除した額とする。</p> <p>補助対象施設の基準額が、当該施設の整備に要する経費を超える場合においては、当該施設の整備に要する経費をもって基準額とする。</p> <p>注)</p> <p>1 備蓄倉庫（地域防災拠点施設）において、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 2 条の地震防災緊急事業五箇年計画に掲げる施設にあっては 1/2 以内。</p> <p>2 防火水槽（林野分）において、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 4 条の離島振興計画に掲げる施設、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 5 条の振興開発計画に掲げる施設、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 8 条の山村振興計画（財政力指数が 0.44 以下である市町村の計画に限る。）に掲げる施設、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 6 条の振興開発計画に掲げる施設、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 4 条の沖縄振興計画に掲げる施設、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 137 号）第 8 条の過疎地域持続的発展市町村計画に掲げる施設にあっては 5.5/10 以内。</p> <p>3 防火水槽（林野分）において、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）第 2 条の地震対策緊急整備事業計画に掲げる施設にあっては 1/2 以内。</p> <p>4 救助活動等拠点施設等において、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 8 条の山村振興計画（財政力指数が 0.44 以下である市町村の計画に限る。）に掲げる施設（林野火災用活動拠点広場に限る。）にあっては 5.5/10 以内。</p> <p>5 活動火山対策避難施設において、活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 14 条の避難施設緊急整備計画に掲げる施設にあっては 1/2 以内。</p>	補助対象施設及び型（級）		基準額(千円)	補助率	耐震性貯水槽	40 m³型	7,993	1/2以内	60 m³型	13,794	100 m³型	21,678	200 m³型	43,436		43,436	300 m³型以上	+17,424(※) ※200 m³を超える部分の100 m³毎の基準額	地上設置 40 m³型	10,606	地上設置 60 m³型	19,327	地上設置 100 m³型	28,431	飲料水兼用 40 m³型	42,211	飲料水兼用 60 m³型	61,205	飲料水兼用 100 m³型	68,952	飲料水兼用 1,500 m³型	356,048	飲料水兼用地上設置 40 m³型	55,294	飲料水兼用地上設置 60 m³型	62,144	飲料水兼用地上設置 100 m³型	82,396	備蓄倉庫（地域防災拠点施設）	166 (1 m²当たりの基準額)	1/3以内 (1/2以内)	防火水槽（林野分）	有蓋	3,505	1/3以内 (1/2以内) (5.5/10以内)	無蓋	2,878	無底	2,878	救助活動等拠点施設等	ヘリコプター離着陸場	55,077	1/3以内 (5.5/10以内)	資機材保管等施設	22,759	空中消火等資機材	11,550	自家給油施設	51,150	合計		活動火山対策避難施設	避難壕	補助対象経費	1/3以内 (1/2以内)	避難舍	補助対象経費	ヘリコプター離着陸用広場	補助対象経費	画像伝送システム（施設分）	消防本部地球局施設	26,790	1/2以内	消防用高所監視施設	86,504	広域訓練拠点施設	305,556		救急安心センター等整備事業	救急安心センター整備事業	10,476	1/3以内	救急医療情報収集装置	1,572	消防防災施設整備費補助金交付要綱	災害対策課 消防保安課
補助対象施設及び型（級）		基準額(千円)	補助率																																																																																											
耐震性貯水槽	40 m³型	7,993	1/2以内																																																																																											
	60 m³型	13,794																																																																																												
	100 m³型	21,678																																																																																												
	200 m³型	43,436																																																																																												
		43,436																																																																																												
	300 m³型以上	+17,424(※) ※200 m³を超える部分の100 m³毎の基準額																																																																																												
	地上設置 40 m³型	10,606																																																																																												
	地上設置 60 m³型	19,327																																																																																												
	地上設置 100 m³型	28,431																																																																																												
	飲料水兼用 40 m³型	42,211																																																																																												
飲料水兼用 60 m³型	61,205																																																																																													
飲料水兼用 100 m³型	68,952																																																																																													
飲料水兼用 1,500 m³型	356,048																																																																																													
飲料水兼用地上設置 40 m³型	55,294																																																																																													
飲料水兼用地上設置 60 m³型	62,144																																																																																													
飲料水兼用地上設置 100 m³型	82,396																																																																																													
備蓄倉庫（地域防災拠点施設）	166 (1 m²当たりの基準額)	1/3以内 (1/2以内)																																																																																												
防火水槽（林野分）	有蓋	3,505	1/3以内 (1/2以内) (5.5/10以内)																																																																																											
	無蓋	2,878																																																																																												
	無底	2,878																																																																																												
救助活動等拠点施設等	ヘリコプター離着陸場	55,077	1/3以内 (5.5/10以内)																																																																																											
	資機材保管等施設	22,759																																																																																												
	空中消火等資機材	11,550																																																																																												
	自家給油施設	51,150																																																																																												
	合計																																																																																													
活動火山対策避難施設	避難壕	補助対象経費	1/3以内 (1/2以内)																																																																																											
	避難舍	補助対象経費																																																																																												
	ヘリコプター離着陸用広場	補助対象経費																																																																																												
画像伝送システム（施設分）	消防本部地球局施設	26,790	1/2以内																																																																																											
	消防用高所監視施設	86,504																																																																																												
広域訓練拠点施設	305,556																																																																																													
救急安心センター等整備事業	救急安心センター整備事業	10,476	1/3以内																																																																																											
	救急医療情報収集装置	1,572																																																																																												

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要																																																																			
消防防災施設	消防防災施設整備費補助金	市町村・一部事務組合等	<前ページからの続き>					(高機能消防指令センター総合整備事業) <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">装置の種類</th><th colspan="3">基準額(千円)</th></tr><tr><th>離島型</th><th>II型</th><th>III型</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 指令装置 (1) 指令台 (2) 自動出動指定装置 ア 制御処理装置 イ ディスプレイ (3) 地図等検索装置 ア 地図等検索装置 イ 地図用ディスプレイ (4) 長時間録音装置 (5) 非常用指令設備 (6) 指令制御装置 (7) 携帯電話・IP電話 受信転送装置 (8) プリンタ (9) カラープリンタ (10) スキャナ (11) 署所端末</td><td>82,384</td><td>122,678</td><td>182,115</td></tr><tr><td>2 指揮台</td><td>—</td><td>5,813</td><td>5,813</td></tr><tr><td>3 表示盤 (1) 車両運用表示盤 (2) 支援情報表示盤 (3) 多目的情報表示盤</td><td>13,086</td><td>19,164</td><td>38,851</td></tr><tr><td>4 無線統制台</td><td>4,489</td><td>5,145</td><td>8,968</td></tr><tr><td>5 指令電送装置 (1) 指令情報送信装置 (2) 指令情報出力装置</td><td>6,421</td><td>12,141</td><td>29,301</td></tr><tr><td>6 気象情報収集装置</td><td>6,393</td><td>6,393</td><td>6,393</td></tr><tr><td>7 災害状況等自動案内装置</td><td>505</td><td>505</td><td>505</td></tr><tr><td>8 順次指令装置</td><td>1,404</td><td>1,404</td><td>1,404</td></tr><tr><td>9 音声合成装置</td><td>5,505</td><td>5,505</td><td>6,899</td></tr><tr><td>10 出動車両運用管理装置 (1) 管理装置 (2) 車両運用端末装置 (3) 車外設定端末装置</td><td>29,907</td><td>48,696</td><td>238,238</td></tr><tr><td>11 システム監視装置</td><td>1,362</td><td>1,362</td><td>1,362</td></tr><tr><td>12 電源装置 (1) 無停電電源装置 (2) 直流電源装置(12V系) (3) 直流電源装置(48V系) (4) 非常用発動発電機 (5) 非常用発動発電機(署所用)</td><td>26,342</td><td>45,985</td><td>95,942</td></tr><tr><td>13 統合型位置情報通知装置</td><td>16,500</td><td>16,500</td><td>18,150</td></tr><tr><td>14 位置情報通知装置</td><td>11,000</td><td>11,000</td><td>16,500</td></tr><tr><td>15 消防用高所監視施設</td><td>86,504</td><td>86,504</td><td>86,504</td></tr></tbody></table>	装置の種類	基準額(千円)			離島型	II型	III型	1 指令装置 (1) 指令台 (2) 自動出動指定装置 ア 制御処理装置 イ ディスプレイ (3) 地図等検索装置 ア 地図等検索装置 イ 地図用ディスプレイ (4) 長時間録音装置 (5) 非常用指令設備 (6) 指令制御装置 (7) 携帯電話・IP電話 受信転送装置 (8) プリンタ (9) カラープリンタ (10) スキャナ (11) 署所端末	82,384	122,678	182,115	2 指揮台	—	5,813	5,813	3 表示盤 (1) 車両運用表示盤 (2) 支援情報表示盤 (3) 多目的情報表示盤	13,086	19,164	38,851	4 無線統制台	4,489	5,145	8,968	5 指令電送装置 (1) 指令情報送信装置 (2) 指令情報出力装置	6,421	12,141	29,301	6 気象情報収集装置	6,393	6,393	6,393	7 災害状況等自動案内装置	505	505	505	8 順次指令装置	1,404	1,404	1,404	9 音声合成装置	5,505	5,505	6,899	10 出動車両運用管理装置 (1) 管理装置 (2) 車両運用端末装置 (3) 車外設定端末装置	29,907	48,696	238,238	11 システム監視装置	1,362	1,362	1,362	12 電源装置 (1) 無停電電源装置 (2) 直流電源装置(12V系) (3) 直流電源装置(48V系) (4) 非常用発動発電機 (5) 非常用発動発電機(署所用)	26,342	45,985	95,942	13 統合型位置情報通知装置	16,500	16,500	18,150	14 位置情報通知装置	11,000	11,000	16,500	15 消防用高所監視施設	86,504	86,504	86,504		
装置の種類	基準額(千円)																																																																												
	離島型	II型	III型																																																																										
1 指令装置 (1) 指令台 (2) 自動出動指定装置 ア 制御処理装置 イ ディスプレイ (3) 地図等検索装置 ア 地図等検索装置 イ 地図用ディスプレイ (4) 長時間録音装置 (5) 非常用指令設備 (6) 指令制御装置 (7) 携帯電話・IP電話 受信転送装置 (8) プリンタ (9) カラープリンタ (10) スキャナ (11) 署所端末	82,384	122,678	182,115																																																																										
2 指揮台	—	5,813	5,813																																																																										
3 表示盤 (1) 車両運用表示盤 (2) 支援情報表示盤 (3) 多目的情報表示盤	13,086	19,164	38,851																																																																										
4 無線統制台	4,489	5,145	8,968																																																																										
5 指令電送装置 (1) 指令情報送信装置 (2) 指令情報出力装置	6,421	12,141	29,301																																																																										
6 気象情報収集装置	6,393	6,393	6,393																																																																										
7 災害状況等自動案内装置	505	505	505																																																																										
8 順次指令装置	1,404	1,404	1,404																																																																										
9 音声合成装置	5,505	5,505	6,899																																																																										
10 出動車両運用管理装置 (1) 管理装置 (2) 車両運用端末装置 (3) 車外設定端末装置	29,907	48,696	238,238																																																																										
11 システム監視装置	1,362	1,362	1,362																																																																										
12 電源装置 (1) 無停電電源装置 (2) 直流電源装置(12V系) (3) 直流電源装置(48V系) (4) 非常用発動発電機 (5) 非常用発動発電機(署所用)	26,342	45,985	95,942																																																																										
13 統合型位置情報通知装置	16,500	16,500	18,150																																																																										
14 位置情報通知装置	11,000	11,000	16,500																																																																										
15 消防用高所監視施設	86,504	86,504	86,504																																																																										
								補助対象施設の基準額が、当該施設の整備に要する経費を超える場合においては、当該施設の整備に要する経費をもって基準額とする。 補助率は上記基準額の1/3以内。																																																																					
南海トラフ地震等対策事業費補助金	市町村	市町村が早急に対処しなければならない地震防災対策事業	(県単) 基準額の 1/2~ 1/3以内	一般単独 (一般) 事業 <充当率> 90%	防災基盤整備事業 <充当率> 75% (デジタル化関連事業等、 浸水想定等区域移転事業、 公共施設等耐震化事業 90%)	緊急防災・減災事業 <充当率> 100%		<table border="1"><thead><tr><th>補助事業</th><th>基準額(千円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>津波灾害警戒区域避難誘導支援事業</td><td>津波避難施設 30,000 その他 10,000 (1市町村当たり)</td></tr><tr><td></td><td>3,000 (1市町村当たり)</td></tr><tr><td></td><td>3,000 (1市町村当たり)</td></tr><tr><td>災害対応DX化推進事業</td><td>3,500 (1市町村当たり)</td></tr><tr><td></td><td>3,500 (1市町村当たり)</td></tr><tr><td>建物被害軽減対策事業</td><td>避難所機能向上事業 初期消火確保・延焼防止事業 避難誘導支援事業 民間防災力強化育成事業 消防団活動支援事業 防災訓練実施事業 災害時要配慮者対策事業 災害時要配慮者避難生活支援事業 医療的ケア措置事業 孤立集落対策事業</td><td>25,000 (1市町村当たり)</td></tr><tr><td></td><td>孤立集落相互通信機器整備事業 孤立集落ヘリスポット整備事業</td><td></td></tr></tbody></table>	補助事業	基準額(千円)	津波灾害警戒区域避難誘導支援事業	津波避難施設 30,000 その他 10,000 (1市町村当たり)		3,000 (1市町村当たり)		3,000 (1市町村当たり)	災害対応DX化推進事業	3,500 (1市町村当たり)		3,500 (1市町村当たり)	建物被害軽減対策事業	避難所機能向上事業 初期消火確保・延焼防止事業 避難誘導支援事業 民間防災力強化育成事業 消防団活動支援事業 防災訓練実施事業 災害時要配慮者対策事業 災害時要配慮者避難生活支援事業 医療的ケア措置事業 孤立集落対策事業	25,000 (1市町村当たり)		孤立集落相互通信機器整備事業 孤立集落ヘリスポット整備事業		南海トラフ地震等対策事業費補助金交付要綱	災害対策課																																																	
補助事業	基準額(千円)																																																																												
津波灾害警戒区域避難誘導支援事業	津波避難施設 30,000 その他 10,000 (1市町村当たり)																																																																												
	3,000 (1市町村当たり)																																																																												
	3,000 (1市町村当たり)																																																																												
災害対応DX化推進事業	3,500 (1市町村当たり)																																																																												
	3,500 (1市町村当たり)																																																																												
建物被害軽減対策事業	避難所機能向上事業 初期消火確保・延焼防止事業 避難誘導支援事業 民間防災力強化育成事業 消防団活動支援事業 防災訓練実施事業 災害時要配慮者対策事業 災害時要配慮者避難生活支援事業 医療的ケア措置事業 孤立集落対策事業	25,000 (1市町村当たり)																																																																											
	孤立集落相互通信機器整備事業 孤立集落ヘリスポット整備事業																																																																												

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付措置	説明	根拠法令等	摘要																																																																																																																																																	
緊急消防援助隊設備	緊急消防援助隊設備整備費補助金	市町村・一部事務組合等	次の緊急消防援助隊の設備の整備 ・消防用自動車 ・航空機 ・消防艇 ・消防用資機材 ・消防に関する情報通信を行うための施設	(国直)基準額の1/2				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>施設の種類</th><th>基準額(千円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">消防ポンプ自動車</td><td>災害対応特殊消防ポンプ自動車</td><td>CD-II型 37,873 CD-I型 30,058</td></tr> <tr><td>II型</td><td>42,693</td></tr> <tr><td>I-B型</td><td>38,379</td></tr> <tr><td>I-A型</td><td>36,032</td></tr> <tr><td>V型</td><td>103,241</td></tr> <tr><td>IV型</td><td>85,949</td></tr> <tr><td>III型</td><td>82,556</td></tr> <tr><td>II型</td><td>46,613</td></tr> <tr><td>I型</td><td>45,390</td></tr> <tr><td>大II型</td><td>144,010</td></tr> <tr> <td rowspan="10">救助工作車</td><td>大I型</td><td>102,195</td></tr> <tr><td>IV型</td><td>51,913</td></tr> <tr><td>III型</td><td>72,339</td></tr> <tr><td>II型</td><td>65,166</td></tr> <tr><td>救急自動車</td><td>災害対応特殊救急自動車</td><td>20,816</td></tr> <tr><td></td><td>38m級</td><td>160,860</td></tr> <tr><td></td><td>災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車</td><td>112,898</td></tr> <tr><td></td><td>24m級</td><td>103,526</td></tr> <tr><td></td><td>18m級</td><td>83,351</td></tr> <tr><td></td><td>15m級</td><td>74,381</td></tr> <tr> <td rowspan="10">その他の消防用自動車</td><td>災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車</td><td>87,619</td></tr> <tr><td>災害対応特殊高発泡車</td><td>16,148</td></tr> <tr><td>災害対応特殊大型高所放水車</td><td>86,030</td></tr> <tr><td>災害対応特殊泡原液搬送車</td><td>21,765</td></tr> <tr><td>特殊災害対応自動車</td><td>104,446</td></tr> <tr><td></td><td>I型</td><td>39,677</td></tr> <tr><td></td><td>II型</td><td>36,339</td></tr> <tr><td></td><td>III型</td><td>12,291</td></tr> <tr><td></td><td>IV型</td><td>8,920</td></tr> <tr><td>海水利用型消防水利システム</td><td></td><td>133,825</td></tr> <tr> <td rowspan="3">消防艇</td><td>災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車</td><td>37,557</td></tr> <tr><td>消防活動二輪車</td><td></td><td>2,362</td></tr> <tr><td>救助消防ヘリコプター</td><td></td><td>1,086,669</td></tr> <tr> <td rowspan="3">消防用資機材</td><td>広域応援対応型消防艇</td><td>60t級を超えるもの 60t級 30t級</td><td>消防庁長官が定める額 248,478 175,192</td></tr> <tr> <td rowspan="10">その他の消防用資機材</td><td>救助用資機材</td><td>救助用資機材 高度救助用資機材 高度探査装置</td><td>27,484 26,534 73,904</td></tr> <tr><td>救急用資機材</td><td>高度救命処置用資機材 搬送用アイソレーター装置</td><td>9,347 1,500</td></tr> <tr><td></td><td>緊急消防援助隊用支援資機材等</td><td>4,101</td></tr> <tr><td></td><td>テロ対策用特殊救助資機材</td><td>28,872</td></tr> <tr><td></td><td>検知型遠隔探査装置</td><td>11,126</td></tr> <tr><td></td><td>海水利用型消防水利システム用資機材</td><td>86,397</td></tr> <tr><td></td><td>ヘリコプター高度化資機材</td><td>110,000</td></tr> <tr><td></td><td>ヘリコプター消火用タンク</td><td>31,428</td></tr> <tr><td></td><td>ヘリコプター用衛星電話</td><td>14,353</td></tr> <tr><td></td><td>管轄面積が2,000km²以上又は管轄人口が70万人以上</td><td>消防庁長官が定める額</td></tr> <tr> <td rowspan="10">消防に関する情報通信を行うための施設</td><td>管轄面積</td><td>管轄人口</td><td></td></tr> <tr><td>1,500 km²以上 2,000 km²未満</td><td>30万人以上 70万人未満 10万人以上 30万人未満 10万人未満</td><td>911,428 691,428 660,000</td></tr> <tr><td>1,000 km²以上 1,500 km²未満</td><td>30万人以上 70万人未満 10万人以上 30万人未満 10万人未満</td><td>660,000 534,285 502,857</td></tr> <tr><td>500 km²以上 1,000 km²未満</td><td>30万人以上 70万人未満 10万人以上 30万人未満 10万人未満</td><td>502,857 377,143 314,285</td></tr> <tr><td>250 km²以上 500 km²未満</td><td>30万人以上 70万人未満 10万人以上 30万人未満 10万人未満</td><td>408,572 251,428 220,000</td></tr> <tr><td>250 km²未満</td><td>30万人以上 70万人未満 10万人以上 30万人未満 10万人未満</td><td>282,857 157,143 125,715</td></tr> <tr><td>その他の消防に関する情報通信を行うための施設</td><td>ヘリコプターテレビ電送システム</td><td>機上設備 地上設備</td><td>73,513 157,487</td></tr> </tbody> </table>	区分	施設の種類	基準額(千円)	消防ポンプ自動車	災害対応特殊消防ポンプ自動車	CD-II型 37,873 CD-I型 30,058	II型	42,693	I-B型	38,379	I-A型	36,032	V型	103,241	IV型	85,949	III型	82,556	II型	46,613	I型	45,390	大II型	144,010	救助工作車	大I型	102,195	IV型	51,913	III型	72,339	II型	65,166	救急自動車	災害対応特殊救急自動車	20,816		38m級	160,860		災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	112,898		24m級	103,526		18m級	83,351		15m級	74,381	その他の消防用自動車	災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車	87,619	災害対応特殊高発泡車	16,148	災害対応特殊大型高所放水車	86,030	災害対応特殊泡原液搬送車	21,765	特殊災害対応自動車	104,446		I型	39,677		II型	36,339		III型	12,291		IV型	8,920	海水利用型消防水利システム		133,825	消防艇	災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車	37,557	消防活動二輪車		2,362	救助消防ヘリコプター		1,086,669	消防用資機材	広域応援対応型消防艇	60t級を超えるもの 60t級 30t級	消防庁長官が定める額 248,478 175,192	その他の消防用資機材	救助用資機材	救助用資機材 高度救助用資機材 高度探査装置	27,484 26,534 73,904	救急用資機材	高度救命処置用資機材 搬送用アイソレーター装置	9,347 1,500		緊急消防援助隊用支援資機材等	4,101		テロ対策用特殊救助資機材	28,872		検知型遠隔探査装置	11,126		海水利用型消防水利システム用資機材	86,397		ヘリコプター高度化資機材	110,000		ヘリコプター消火用タンク	31,428		ヘリコプター用衛星電話	14,353		管轄面積が2,000km ² 以上又は管轄人口が70万人以上	消防庁長官が定める額	消防に関する情報通信を行うための施設	管轄面積	管轄人口		1,500 km ² 以上 2,000 km ² 未満	30万人以上 70万人未満 10万人以上 30万人未満 10万人未満	911,428 691,428 660,000	1,000 km ² 以上 1,500 km ² 未満	30万人以上 70万人未満 10万人以上 30万人未満 10万人未満	660,000 534,285 502,857	500 km ² 以上 1,000 km ² 未満	30万人以上 70万人未満 10万人以上 30万人未満 10万人未満	502,857 377,143 314,285	250 km ² 以上 500 km ² 未満	30万人以上 70万人未満 10万人以上 30万人未満 10万人未満	408,572 251,428 220,000	250 km ² 未満	30万人以上 70万人未満 10万人以上 30万人未満 10万人未満	282,857 157,143 125,715	その他の消防に関する情報通信を行うための施設	ヘリコプターテレビ電送システム	機上設備 地上設備	73,513 157,487	施設の基準額が、当該施設の整備に要する経費を超える場合においては、当該施設の整備に要する経費をもって基準額とする。	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱 国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額	消防保安課
区分	施設の種類	基準額(千円)																																																																																																																																																									
消防ポンプ自動車	災害対応特殊消防ポンプ自動車	CD-II型 37,873 CD-I型 30,058																																																																																																																																																									
	II型	42,693																																																																																																																																																									
	I-B型	38,379																																																																																																																																																									
	I-A型	36,032																																																																																																																																																									
	V型	103,241																																																																																																																																																									
	IV型	85,949																																																																																																																																																									
	III型	82,556																																																																																																																																																									
	II型	46,613																																																																																																																																																									
	I型	45,390																																																																																																																																																									
	大II型	144,010																																																																																																																																																									
救助工作車	大I型	102,195																																																																																																																																																									
	IV型	51,913																																																																																																																																																									
	III型	72,339																																																																																																																																																									
	II型	65,166																																																																																																																																																									
	救急自動車	災害対応特殊救急自動車	20,816																																																																																																																																																								
		38m級	160,860																																																																																																																																																								
		災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	112,898																																																																																																																																																								
		24m級	103,526																																																																																																																																																								
		18m級	83,351																																																																																																																																																								
		15m級	74,381																																																																																																																																																								
その他の消防用自動車	災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車	87,619																																																																																																																																																									
	災害対応特殊高発泡車	16,148																																																																																																																																																									
	災害対応特殊大型高所放水車	86,030																																																																																																																																																									
	災害対応特殊泡原液搬送車	21,765																																																																																																																																																									
	特殊災害対応自動車	104,446																																																																																																																																																									
		I型	39,677																																																																																																																																																								
		II型	36,339																																																																																																																																																								
		III型	12,291																																																																																																																																																								
		IV型	8,920																																																																																																																																																								
	海水利用型消防水利システム		133,825																																																																																																																																																								
消防艇	災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車	37,557																																																																																																																																																									
	消防活動二輪車		2,362																																																																																																																																																								
	救助消防ヘリコプター		1,086,669																																																																																																																																																								
消防用資機材	広域応援対応型消防艇	60t級を超えるもの 60t級 30t級	消防庁長官が定める額 248,478 175,192																																																																																																																																																								
	その他の消防用資機材	救助用資機材	救助用資機材 高度救助用資機材 高度探査装置	27,484 26,534 73,904																																																																																																																																																							
		救急用資機材	高度救命処置用資機材 搬送用アイソレーター装置	9,347 1,500																																																																																																																																																							
		緊急消防援助隊用支援資機材等	4,101																																																																																																																																																								
		テロ対策用特殊救助資機材	28,872																																																																																																																																																								
		検知型遠隔探査装置	11,126																																																																																																																																																								
		海水利用型消防水利システム用資機材	86,397																																																																																																																																																								
		ヘリコプター高度化資機材	110,000																																																																																																																																																								
		ヘリコプター消火用タンク	31,428																																																																																																																																																								
		ヘリコプター用衛星電話	14,353																																																																																																																																																								
		管轄面積が2,000km ² 以上又は管轄人口が70万人以上	消防庁長官が定める額																																																																																																																																																								
消防に関する情報通信を行うための施設	管轄面積	管轄人口																																																																																																																																																									
	1,500 km ² 以上 2,000 km ² 未満	30万人以上 70万人未満 10万人以上 30万人未満 10万人未満	911,428 691,428 660,000																																																																																																																																																								
	1,000 km ² 以上 1,500 km ² 未満	30万人以上 70万人未満 10万人以上 30万人未満 10万人未満	660,000 534,285 502,857																																																																																																																																																								
	500 km ² 以上 1,000 km ² 未満	30万人以上 70万人未満 10万人以上 30万人未満 10万人未満	502,857 377,143 314,285																																																																																																																																																								
	250 km ² 以上 500 km ² 未満	30万人以上 70万人未満 10万人以上 30万人未満 10万人未満	408,572 251,428 220,000																																																																																																																																																								
	250 km ² 未満	30万人以上 70万人未満 10万人以上 30万人未満 10万人未満	282,857 157,143 125,715																																																																																																																																																								
	その他の消防に関する情報通信を行うための施設	ヘリコプターテレビ電送システム	機上設備 地上設備	73,513 157,487																																																																																																																																																							

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
その他	地域経済循環の創造 (地域資源活用事業)	市町村	自立した力強い地域経済循環を創造するための基盤整備			地域活性化事業 <充当率> 90% ※事業計画等を市町村課地域振興室に提出している事業であること。	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	<対象事業> ア ベンチャー支援、創業支援のための拠点支援、サテライトオフィス誘致支援施設、貸工場等の整備 イ 農林水産業や伝統的地域産業の活性化のための加工場、直販施設等の整備 ウ 地域の観光資源を活用し、観光客の誘致等を図るための施設等の整備 エ 水質・土壤汚染対策等産学官共同研究施設や地域の資源を活用した先端科学技術の研究開発のための施設等の整備	地方債同意等基準運用要綱別紙21(1)ア	市町村課地域振興室
	地域経済循環の創造 (地域情報通信基盤整備事業)	市町村	自立した力強い地域経済循環を創造するための基盤整備			地域活性化事業 <充当率> 90% ※事業計画等を市町村課地域振興室に提出している事業であること。	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	<対象事業> ア 公共施設等を接続するネットワークの整備(府内LANを除く。) イ 過疎地域や民間事業者による整備が見込めない地域等に該当する市町村で実施する、デジタル加入者回線設備の整備、衛星通信施設の整備、光ファイバの新設や高度化を伴う更新、ケーブルテレビネットワークの光化や光ファイバの高度化を伴う更新、並びに無線アクセス設備の整備 ウ 地上放送のデジタル化に対応するための辺地共聴施設の改造事業 エ 地域衛星通信ネットワーク施設の整備 オ 地域住民への研修や地域の情報発信等の拠点の整備 カ 電子申請等の住民サービス業務及び住民サービス業務と連携した業務を複数の地方公共団体が共同して推進するための共同処理センターの整備	地方債同意等基準運用要綱別紙21(1)イ	市町村課地域振興室
	地域経済循環の創造 (自然再生・地球温暖化対策事業)	市町村	自立した力強い地域経済循環を創造するための基盤整備			地域活性化事業 <充当率> 90% ※事業計画等を市町村課地域振興室に提出している事業であること。	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	<対象事業> ア 藻場・干潟やビオトープ(生物の生息空間)、それらをつなぐ緑道等の形成・保全 イ 原則一般的に地域木材を利用した施設の整備 ウ 都市緑化のための植樹、植栽等 ※「令和4年度地方債同意等基準運用要綱」別紙2の(1)のウの(イ)に定める「分散型エネルギー(太陽光、バイオマス、ガスコジェネレーション等)を活用した施設の整備(売電を主たる目的とする場合を除く。)や高効率照明機器の整備」、(ウ)に定める「施設の省エネルギー改修」及び(イ)に定める「低公害車の導入」のうち、脱炭素化推進事業の対象となるものを除き、令和4年度までに実施設計に着手した事業については引き続き本事業の対象とするものとする。	地方債同意等基準運用要綱別紙21(1)ウ	市町村課地域振興室
	地域経済循環の創造 (国土保全対策事業)	市町村	自立した力強い地域経済循環を創造するための基盤整備			地域活性化事業 <充当率> 90% ※事業計画等を市町村課地域振興室に提出している事業であること。	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	<対象事業> ア 地球環境保全の見地から保全・活用を図る森林の取得及び作業場・林道等施設の整備 イ 公益的機能別施設森林区域として定められた森林及び民有林の保安林の取得 ウ 小規模農地・農道等の整備 エ 耕作放棄地、荒廃林地及び棚田の取得及び整備 オ 交流施設(花畑、園地、体験農場等)、就農希望者等に対する研修施設及び農林産物の試験研究等の施設の整備 カ 景観保全の見地から行う水車小屋、井戸等の取得及び整備	地方債同意等基準運用要綱別紙21(1)エ	市町村課地域振興室
	人材力の活性化	市町村	地方への移住者・定住者、地場産業の後継者など、地域を支える人材の育成及び確保を図るための施設の整備			地域活性化事業 <充当率> 90% ※事業計画等を市町村課地域振興室に提出している事業であること。	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	<対象事業> ア Uターン等による地方移住者・定住者向け貸付住宅の整備 イ 地場産業後継者の育成・支援施設等の整備 ウ NPOサポートセンター、ボランティア支援センター等の共生社会を支える市民活動支援のための施設の整備 エ 地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学、公立短期大学及び公立高等専門学校の施設(産学連携拠点施設、サテライトキャンパス、地域交流拠点施設、地域連携センター等)の整備	地方債同意等基準運用要綱別紙21(2)	市町村課地域振興室
地域の歴史文化資産の活用		市町村	地域主導による歴史文化資産の保存・活用を図るための施設等の整備			地域活性化事業 <充当率> 90% ※事業計画等を市町村課地域振興室に提出している事業であること。	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	<対象事業> ア 地方指定文化財等、国指定文化財等(いずれも建造物等又は土地に限る。)の取得、保存及び周辺整備 イ 住民が地域の歴史文化資産とふれあう場等の整備や歴史的建造物・街並みの保存及び周辺整備等	地方債同意等基準運用要綱別紙21(3)	市町村課地域振興室

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
その他	一億総活躍社会の実現のためのいのちと生活を守る安心の確保	市町村	少子高齢化対策、地域の足の確保、集落の再編対策など、地域住民のいのちと生活を守り安心を確保するために必要な基盤整備			地域活性化事業 <充当率> 90% ※事業計画等を市町村課地域振興室に提出している事業であること。	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	<対象事業> ア リハビリテーション施設、看護師等養成所等の地域の少子高齢化社会を支える保健福祉施設の整備 イ 地域住民が公共施設・医療機関・ターミナル等へ移動するための車両の導入 ウ 集落移転事業、定住促進団地整備事業及び季節居住団地整備事業に伴って必要となる生活環境施設の整備	地方債同意等基準運用要綱別紙21(4)	市町村課地域振興室
	連携中枢都市構想の推進	市町村	連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、又は連携中枢都市圏形成方針を策定し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及びその連携市町村の当該ビジョンに明確に位置付けられている、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の取組に真に必要な施設の整備であって、右記の要件を全て満たす事業			地域活性化事業 <充当率> 90% ※事業計画等を市町村課地域振興室に提出している事業であること。	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	<事業要件> ア 連携中枢都市及び連携市町村が人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点形成事業 (ア) 圏域全体の経済成長のけん引 a 新技術等開発を支援するための施設の整備 b 観光拠点施設の整備 (イ) 高次の都市機能の集積・強化 a 高度医療の提供に資する施設の整備 b アクセス拠点施設の整備 c 高等教育機関における研究施設の整備 (ウ) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上 a 医療・福祉を確保するための施設の整備 b 公共交通のネットワークを形成するための施設の整備 c 産業振興のための施設の整備 イ 次に掲げる(ア)から(ウ)までの要件の全てを満たすこと。 (ア) 連携中枢都市圏ビジョンで設定されたKPIと実施事業から期待できる効果が明確に結びつけられること。 (イ) 住民の生活実態やニーズに対応して、真に必要な都市機能・生活機能であると認められること。 (ウ) 連携中枢都市と連携市町村の役割分担の考え方沿って設置・利用の在り方が整理されていること。 (エ) 施設運営等についての見通し及び効率的な運営の配慮が十分になされていること。	地方債同意等基準運用要綱別紙21(5)	市町村課地域振興室

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
その他	定住自立圏構想の推進	市町村	定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の当該ビジョンに位置付けられている、「医療・福祉」、「公共交通」又は「産業振興」に係る基幹的施設やネットワーク形成に資する施設等であって、右記の要件の全てを満たす事業			地域活性化事業 <充当率> 90% ※事業計画等を市町村課地域振興室に提出している事業であること。	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	<事業要件> ア 中心市と近隣市町村の役割分担の考え方沿って設置・利用の在り方が整理されていること。 イ 施設運営についての見通し及び効率的な運営の配慮が十分になされていること。 <特別交付税> ・上限額等の詳細については、「定住自立圏構想推進のための地方財政措置について」(平成22年4月30日付け総務省地域力創造グループ地自立応援課事務連絡)を参照のこと。	地方債同意等基準運用要綱別紙21(6)	市町村課地域振興室
	合併の円滑化	市町村	市町村の合併の特例に関する法律の下で平成22年4月1日以降に合併した市町村等が行う事業であって、右記の要件の全てを満たす事業			地域活性化事業 <充当率> 90% ※事業計画等を市町村課地域振興室に提出している事業であること。	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	<事業要件> ア 平成22年4月1日以降に合併した合併市町村が実施する事業又は合併関係市町村が連絡調整して一体的に行う事業 イ 合併市町村基本計画に基づき実施する事業であること ウ 合併の円滑化のために必要不可欠な事業として行う庁舎及び消防庁舎の統合・改修等並びに合併市町村相互間の電算システム及び防災行政無線等の統合整備等であること	地方債同意等基準運用要綱別紙21(7)	市町村課地域振興室
	中心市街地再活性化等特別対策事業	市町村	市町村が実施する中心市街地の集客力を高めるための公共空間の整備			一般単独(一般)事業 <充当率> 75%	元利償還金の30%が特別交付税の基礎数値となる。	<対象事業> 中心市街地の活性化に関する法律第9条第10項の規定に基づく認定を受けた基本計画に位置付けられた次の事業 ア 公共施設整備事業 ・集客力を高める施設の整備 ・地域の産業の振興に資する施設の整備 ・良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備 ・子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備 イ 助成事業 一般住民の利用に供される公共施設の整備で、公共的団体が行うものに対する市町村の助成事業	中心市街地の活性化に関する法律	市町村課地域振興室
	山間市町村振興資金貸付金	市町村・一部事務組合・広域連合	過疎地域又は離島を有し、財政力が脆弱な市町村等に対し、社会資本の整備事業等に必要な資金を貸し付け、山間市町村の振興を図るとともに、山間市町村の行政水準の向上及び住民福祉の増進を図ることを目的とする事業					<対象事業> 地方債の発行が可能な事業のうち、次に掲げる事業 ア 山間市町村が行う住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るために必要と認められる事業 イ 山間市町村が行う公共施設の整備等に必要となる事業 ウ 災害復旧事業 エ その他特に知事が必要と認める事業 <貸付利率及び償還期限>	愛知県山間市町村振興資金貸付要綱	市町村課地域振興室

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
その他	デジタル田園都市国家構想交付金 (地方創生推進タイプ 先駆型、横展開型、Society5.0型)	市町村・広域連合	市町村が策定した地方版総合戦略に基づく自治体の自主的・主体的な取組で、地方創生に資する先導的な事業に対する支援	〔国直〕事業費の1/2		一般補助施設整備等事業 <充当率> 90% ※ハードのみ	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入 ※ソフト事業は、5割が標準的な経費として普通交付税により、残りの5割については、事業費に応じて特別交付税により措置	<p>市町村は、以下の条件を満たす事業に係る地域再生計画及び成果目標(KPI)を設定した交付金実施計画(3~5年)を作成して国に提出し、審査の上、国から毎年交付を受ける。</p> <p>【申請時期】年2回程度</p> <p>＜対象事業＞</p> <p>市町村が策定した地方版総合戦略に位置付けられた事業(しごと創生、地方への人の流れ、働き方改革、まちづくり等)</p> <p>(例) 観光振興、移住促進、ローカルイノベーション、地方創生人材の確保・育成、ワークライフバランスの実現、商店街活性化等</p> <p>※ 施設整備等(ハード)事業については、複数年度計画を通じた総事業費に占める施設整備等(ハード)事業費の割合が原則として概ね1/2未満であること。(ソフト事業との連携により高い相乗効果が見込まれる場合は、8割未満)</p> <p>＜交付基準＞</p> <p>申請タイプに応じて以下の先導性の視点を満たすこと。また、成果目標(KPI)を設定し、効果検証(PDCA)を毎年実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自立性 ② 官民協働 ③ 地域間連携 ④ 政策間連携 ⑤ デジタル社会の形成への寄与 ⑥ 事業推進主体の形成 ⑦ 地方創生人材の確保・育成 <p>【申請タイプ】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 先駆型(計画期間:5年以内) 官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の先駆的要素が含まれる事業で、国の外部有識者の審査を経て、①~⑤の視点を全て充足 2 横展開型(計画期間:3年以内) 先駆的・優良事例の横展開を図る事業で、採択済事例の横展開で、①、⑤に加え、②~④のうち2つ以上を充足 3 Society5.0型(計画期間:5年以内) 未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる事業で、国の外部有識者の審査を経て、①~⑤の視点を全て充足 	デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)交付要綱	地方創生課
	デジタル田園都市国家構想交付金 (地方創生拠点整備タイプ)	市町村・広域連合	市町村が策定した地方版総合戦略に基づく自治体の自主的・主体的な取組で、地方創生に資する施設設備等に対する支援	〔国直〕事業費の1/2 (民間事業者等(公共的団体等を除く)が所有し、かつ整備する施設については、全体事業費の1/3を上限とする。)		一般補助施設整備等事業 <充当率> 90% ※ハードのみ	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	<p>市町村は、以下の条件を満たす事業に係る地域再生計画及び成果目標(KPI)を設定し施設整備計画を作成して国に提出し、審査の上、国から毎年交付を受ける。</p> <p>【申請時期】年2回程度</p> <p>＜対象事業＞</p> <p>市町村が策定した地方版総合戦略に位置付けられた事業(しごと創生、地方への人の流れ、働き方改革、まちづくり等)</p> <p>(例) 観光振興、移住促進、ローカルイノベーション、地方創生人材の確保・育成、ワークライフバランスの実現、商店街活性化等</p> <p>＜交付対象施設＞</p> <p>原則、建築基準法の「建築物」に該当するもの 加えて、地方創生への高い効果が期待される等、一定の要件を満たす事業については、設備及び用地も含む。</p> <p>＜交付基準＞</p> <p>予算別申請要件に応じて以下の先導性の視点を満たすこと。また、成果目標(KPI)を設定し、効果検証(PDCA)を毎年実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自立性 ② 官民協働 ③ 地域間連携 ④ 政策間連携 ⑤ デジタル社会の形成への寄与 <p>【予算別申請要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 初期予算分(計画期間:原則3年以内(最長5年間)) 国の外部有識者の審査を経て、①~⑤の視点を全て充足 「地方版総合戦略」に施設等の整備や利活用方針が明確に位置づけられており、「公共施設等総合管理計画」に維持・管理等に係る事項が位置づけられていること ※ 地方公共団体ごとに申請できる事業数は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(2023年度~2027年度)を通じて、原則として1事業(2022年度までに採択された事業の継続申請及び不採択となった申請を除く) ただし共同で申請する場合は、申請事業上限数を超えて、申請することができる。 2 補正予算分(計画期間:1年以内(基金事業は最大2年)) ①、⑤に加え、②~④のうち2つ以上を充足 	デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ)交付要綱	地方創生課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付措置	説明	根拠法令等	摘要
その他	デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ地方創生テレワーク型）	市町村・一部事務組合・広域連合	デジタルを活用した、意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、国が交付金により支援	(国直) 補助率は区分により異なる。(説明欄参照)		一般補助 施設整備等事業 <充当率> 75% ※ハードのみ		<p>市町村は、事業に係る成果目標（KPI）を設定したデジタル実装タイプ地方創生テレワーク型実施計画を作成して国に提出し、審査の上、国から毎年交付を受ける。</p> <p>＜支援事業＞</p> <p>1. 交付対象者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 東京圏外の地方公共団体 (2) 東京圏内の条件不利地域を有する市町村又は2010年～2020年の人口減少率が10%以上の市町村 (3) 東京圏内の都県のうち(2)の域内に事業を限定して行う都県 <p>2. 対象事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) サテライトオフィス等整備事業（自治体運営施設整備等） (2) サテライトオフィス等開設支援事業（民間運営施設開設支援等） (3) サテライトオフィス等活用促進事業（既存施設拡充促進） (4) 進出支援事業（利用企業助成） (5) 進出企業定着・地域活性化支援事業 <p>＜対象施設、基準、補助率等＞</p> <p>1. 対象事業(1)～(4)（施設整備・利用促進事業）の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 対象施設等 テレワークにより働く環境又は機能を有し、かつ、事業を実施する地方公共団体の区域内に所在する施設等 (2) 基準及び補助率 <ol style="list-style-type: none"> ア. 高水準タイプ 目標とする進出企業数、移住者数等について高い水準を設定するとともに、企業進出・滞在・移住の好循環を創出し得る取組の持続可能性が高く、官民協働、政策間連携等の先駆的要素が含まれる事業を補助率2/3で支援する。 イ. 標準タイプ 目標とする進出企業数、移住者数等について適切な水準を設定するとともに、企業進出・滞在・移住の好循環を創出し得る取組の持続可能性を有する事業を補助率1/2で支援する。 2. 対象事業(4)を単独で申請する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請要件 令和4年度第2次補正デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ地方創生テレワーク型交付団体かつ、本交付金の「施設整備・利用促進事業」の交付を受けている地方公共団体 (2) 対象施設 過年度の「施設整備・利用促進事業」で施設整備・利用促進を実施したサテライトオフィス等 (3) 基準及び補助率 上記(1)の申請要件を満たす事業について、補助率1/2で支援する。 3. 対象事業(5)の場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 支援対象事業 進出企業と地元企業等により、地域資源を活用し、地域活性化に資するような取組について、KPIを複数年度設定する事業。 (2) 基準及び補助率 以下に示す視点を有する事業を補助率1/2で支援する。 <p>＜視点＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ①政策目的に対する適合性 ②事業の実現・持続可能性 ③推進体制の実効性 	デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）交付要綱	市町村課地域振興室

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付措置	説明	根拠法令等	摘要												
その他	デジタル 田園都市 国家構想 交付金 (地方創生推進タイプ 地方創生整備推進型 地方創生道整備推進交付金)	市町村	地域再生計画が認定された市町村に対し、一体的整備により効果を発揮する、道の整備事業に対して交付金を交付	(国直) 補助率は施設、事業により異なる。 (説明欄参照)	公共事業等 <充当率> 90% (財対債 40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入		<p>市町村は、地方版総合戦略に定められた一体的整備により効果を発揮する以下の項目ごとの2以上の施設の整備に係る地域再生計画(概ね5年)を作成して国の認定を受けた上で、毎年必要額を申請し、県を経由して交付を受ける。</p> <p>【申請時期】年1回(1月)</p> <p><対象施設、対象事業及び国の負担割合></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>事業</th> <th>国の負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村道</td> <td>市町村道の新設、改築、修繕</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>広域農道</td> <td>1 広域農道の新設、改良 2 既設の広域農道の保全対策</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>林道</td> <td>1 林道の開設、拡張 2 既存の林道の保全対策</td> <td>1 森林法施行令(昭和26年政令第276号)別表第3の費用の区分の欄の林道の開設に要する費用の項第1号、第5号、第6号並びに林道の拡張に要する費用の項第1号及び第2号に定める割合(ただし、離島に係るものについては、これを適用せず、その他の地域に係る割合を適用) 2 1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p><交付限度額> 次の算式により算出される額 $\Sigma (A \times B)$ A:国の認定を受けた地域再生計画に記載されている対象施設ごとに対象事業に係る経費 B:国の認定を受けた地域再生計画に記載されている対象施設ごとに上記の国の負担割合</p> <p><単年度交付額> 次の算式により算出される額 (交付限度額) $\times C - D$ C:国の認定を受けた地域再生計画に記載されている事業に要する経費に充てるための交付金が交付される年度の年度末における対象施設に係る事業について見込まれる進捗率 D:国の認定を受けた地域再生計画に記載されている事業に要する経費に充てるための交付金のうち、算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額 進捗率:対象施設に係る総事業費に対する執行事業費の割合</p>	施設	事業	国の負担割合	市町村道	市町村道の新設、改築、修繕	1/2	広域農道	1 広域農道の新設、改良 2 既設の広域農道の保全対策	1/2	林道	1 林道の開設、拡張 2 既存の林道の保全対策	1 森林法施行令(昭和26年政令第276号)別表第3の費用の区分の欄の林道の開設に要する費用の項第1号、第5号、第6号並びに林道の拡張に要する費用の項第1号及び第2号に定める割合(ただし、離島に係るものについては、これを適用せず、その他の地域に係る割合を適用) 2 1/2	地方創生道整備交付金交付要綱	地方創生課 市町村道:道路維持課 広域農道:農地整備課 林道:森林保全課
施設	事業	国の負担割合																				
市町村道	市町村道の新設、改築、修繕	1/2																				
広域農道	1 広域農道の新設、改良 2 既設の広域農道の保全対策	1/2																				
林道	1 林道の開設、拡張 2 既存の林道の保全対策	1 森林法施行令(昭和26年政令第276号)別表第3の費用の区分の欄の林道の開設に要する費用の項第1号、第5号、第6号並びに林道の拡張に要する費用の項第1号及び第2号に定める割合(ただし、離島に係るものについては、これを適用せず、その他の地域に係る割合を適用) 2 1/2																				

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付措置	説明	根拠法令等	摘要
その他	デジタル 田園都市 国家構想 交付金 (地方創生推進タイプ 地方創生整備推進型 地方創生 汚水処理施設整備 推進交付金)	市町村 ・一部事務組合等	地域再生計画が認定された市町村に対し、一体的整備により効果を発揮する、汚水処理施設の整備事業に対して交付金を交付	(国直) 補助率は施設、事業により異なる。 (説明欄参照)		下水道事業 <充当率> 100%	[公共下水道] 処理区域内人口密度等に応じ、元利償還金を基準財政需要額に算入 (事業費補正分 : 16% ~ 44% 単位費用算入分 : 5%) [農業集落排水施設・浄化槽] 元利償還金の49%を基準財政需要額に算入 (事業費補正分 : 44% 単位費用算入分 : 5%)	市町村は、地方版総合戦略に定められた一体的整備により効果を発揮する以下の項目ごとの2以上の施設の整備に係る地域再生計画(概ね5年)を作成して国の認定を受けた上で、毎年必要額を申請し、県を経由して交付を受ける。 【申請時期】年1回(1月) <対象施設> 以下の施設で、地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱別表1の要件を満たすもの ア 公共下水道 イ 農業集落排水施設 ウ 浄化槽 <交付限度額> 以下の算式により算出される額の合算額 ・公共下水道 p × 1/2 + t1 × 5.5/10 + t2 × 1/2 + t3 × 1/2 p : 要綱別表1の1(1)に定める下水道管渠の整備に係る事業費の補助相当分 t1 : 要綱別表1の1(1)に定める終末処理場の整備に係る事業費の補助相当分 t2 : 要綱別表1の1(1)に定める終末処理場の整備に係る事業費の補助相当分のうち t1 以外のもの t3 : 要綱別表1の1(2)に定める受入施設の整備に係る事業費 ・農業集落排水施設 (要綱別表1の2(1)に定める農業集落排水施設の整備に係る事業費の補助相当分) × 1/2 ・浄化槽 Σ ((要綱別表1の3(1)に定める浄化槽の区分ごとに浄化槽の整備に係る交付対象事業費) × (区分ごと基数)) × 1/3 + (別表1の3(3)に定める浄化槽の整備に係る交付対象事業費) × (基数) × 1/2 <単年度交付額> 次の算式により算出される額 Zi = Si × ti - qi Zi : i 施設の単年度交付額 Si : i 施設の交付限度額 ti : i 施設に交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み qi : i 施設に前年度末までに交付された交付金の総額 進捗率 : i 施設の交付対象事業費に対する執行事業費の割合	地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱	地方創生課 公共下水道 : 上下水道課指導管理室 農業集落排水施設 : 農地整備課 浄化槽 : 水大気環境課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金他	地方債	交付措置	説明	根拠法令等	摘要																		
その他	デジタル 田園都市 国家構想 交付金 (地方創生推進タイプ 地方創生整備推進型 地方創生港整備推進交付金)	市町村・一部事務組合等	地域再生計画が認定された市町村に対し、一体的整備により効果を発揮する、港の整備事業に対して交付金を交付	(国直) 補助率は施設、事業により異なる。 (説明欄参照)		公共事業等 <充当率> 90% (財対債40%を含む)	財対債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入	<p>市町村は、地方版総合戦略に定められた一体的整備により効果を發揮する地方港湾の港湾施設及び第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設（両方の施設整備を行う場合に限る）の整備に係る地域再生計画（概ね5年）を作成して国の認定を受けた上で、毎年必要額を申請し、県を経由して交付を受ける。</p> <p>【申請時期】年1回（1月）</p> <p>＜対象施設、対象事業及び国の負担割合＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>対象事業</th> <th>国の負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾施設</td> <td> 1 水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、港湾公害防止施設、港湾環境整備施設、廃棄物処理施設又は海洋性廃棄物処理施設の整備 2 離島における駐車の用に供する交通機能用地の整備 3 上記施設以外の施設の整備に要する経費で、港湾関係補助金等交付規則実施要領について（昭和43年5月8日付け港管第814号港湾局長通知）第5の14の港湾施設改良費統合補助 </td> <td> 水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良 <割合> 4/10以内 *離島 水域施設又は外郭施設の建設又は改良 <割合> 8/10以内 係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良 <割合> 6/10以内 </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設の建設又は改良 <割合> 5/10以内 </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設の建設又は改良 <割合> 1/3以内 </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>津波避難対策緊急事業として整備される津波避難施設の整備 <割合> 2/3以内 </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>上記以外の事業 <割合> 1/3以内 *離島 <割合> 5/10以内 </td> </tr> </tbody> </table> <p>＜交付限度額＞ 次の算式により算出される額 $\Sigma (A \times B)$ A：国の認定を受けた地域再生計画に記載されている対象事業に係る経費 B：国の認定を受けた地域再生計画に記載されている対象事業ごとに上記の国の負担割合</p> <p>＜単年度交付額＞ 次の算式により算出される額 $(交付限度額) \times C - D$ C：国の認定を受けた地域再生計画に記載されている事業に要する経費に充てるための交付金が交付される年度の年度末における対象施設に係る事業について見込まれる進捗率 D：国の認定を受けた地域再生計画に記載されている事業に要する経費に充てるための交付金のうち、算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額 進捗率：対象施設に係る総事業費に対する執行事業費の割合</p>	対象施設	対象事業	国の負担割合	港湾施設	1 水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、港湾公害防止施設、港湾環境整備施設、廃棄物処理施設又は海洋性廃棄物処理施設の整備 2 離島における駐車の用に供する交通機能用地の整備 3 上記施設以外の施設の整備に要する経費で、港湾関係補助金等交付規則実施要領について（昭和43年5月8日付け港管第814号港湾局長通知）第5の14の港湾施設改良費統合補助	水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良 <割合> 4/10以内 *離島 水域施設又は外郭施設の建設又は改良 <割合> 8/10以内 係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良 <割合> 6/10以内			港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設の建設又は改良 <割合> 5/10以内			廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設の建設又は改良 <割合> 1/3以内			津波避難対策緊急事業として整備される津波避難施設の整備 <割合> 2/3以内			上記以外の事業 <割合> 1/3以内 *離島 <割合> 5/10以内	地方創生港整備交付金交付要綱	地方創生課 港湾課
対象施設	対象事業	国の負担割合																										
港湾施設	1 水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、港湾公害防止施設、港湾環境整備施設、廃棄物処理施設又は海洋性廃棄物処理施設の整備 2 離島における駐車の用に供する交通機能用地の整備 3 上記施設以外の施設の整備に要する経費で、港湾関係補助金等交付規則実施要領について（昭和43年5月8日付け港管第814号港湾局長通知）第5の14の港湾施設改良費統合補助	水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良 <割合> 4/10以内 *離島 水域施設又は外郭施設の建設又は改良 <割合> 8/10以内 係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良 <割合> 6/10以内																										
		港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設の建設又は改良 <割合> 5/10以内																										
		廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設の建設又は改良 <割合> 1/3以内																										
		津波避難対策緊急事業として整備される津波避難施設の整備 <割合> 2/3以内																										
		上記以外の事業 <割合> 1/3以内 *離島 <割合> 5/10以内																										